

北上地区消防組合告示第6号

北上地区消防組合防火対象物防火基準適合表示制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年9月29日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 高橋敏彦

北上地区消防組合防火対象物防火基準適合表示制度実施要綱の一部を改正する告示

北上地区消防組合防火対象物防火基準適合表示制度実施要綱（平成26年北上地区消防組合告示第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(表示対象物)</p> <p>第2条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示（以下「表示」という。）をする対象物は、ホテル・旅館等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（5）項イ及び同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分を有するもの。以下同じ。）で次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項又は第8条の2第1項の適用があるもの。</p> <p>(2) <u>防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの。</u></p> <p>(表示基準及び審査)</p> <p>第3条 [略]</p>	<p>(表示制度対象施設)</p> <p>第2条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示をする対象物（以下「表示制度対象施設」という。）は、ホテル・旅館等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（5）項イ及び同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分を有するもの。以下同じ。）で次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項又は第8条の2第1項の適用があるもの</p> <p>(2) 地階を除く階数が3以上のもの</p> <p>(表示基準及び審査)</p> <p>第3条 [略]</p>

2 表示基準の審査は、別記表示基準の点検項目について、防火対象物に係る表示制度の実施細目等（平成25年10月31日付け消防予第419号消防庁予防課長通知）を参照し、別添判定基準により適合状況を判定するものとする。

3 [略]

（表示マークの交付）

第4条 消防長は、表示基準に適合している表示対象物に対し、表示マークを交付する。

2 表示マークの交付を受けようとするホテル・旅館等の関係者（以下「関係者」という。）は、表示マーク交付申請書（様式第1号）により、消防長に申請を行うものとする。

3 消防長は、前項の申請を受理したときは前条の規定による審査を行い、その申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合にはその旨を表示基準適合通知書（様式第2号）により当該関係者に対し通知するとともに、別図に定める表示マーク（銀）を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における表示マークは、別に定める表示マーク（金）とする。

(1) 申請時において表示マーク（銀）が3年間継続して交付されているホテル・旅館等

(2) 申請時において表示マーク（金）が交付されているホテル・旅館等であり、当該表示マーク（金）の交付から3年が経過する前に申請されたものであること。

2 表示基準の審査においては、消防法に定める防火対象物（防災管理）定期点検報告、消防用設備等点検報告、製造所等定期点検記録表、建築基準法に定める定期調査報告等の現行の制度を活用するものとする。

3 [略]

（表示マークの交付）

第4条 表示マークの交付を受けようとする表示制度対象施設の関係者（以下「関係者」という。）は、表示マーク交付申請書（様式第1号）により、消防長に申請を行うものとする。

2 消防長は、前項の申請があったときは前条の規定による審査を行い、その申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合は、その旨を表示基準適合通知書（様式第2号）により当該関係者に通知するとともに、別図に定める表示マーク（銀）を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における表示マークは、別図に定める表示マーク（金）とする。

(1) 申請時において表示マーク（銀）が3年間継続して交付されている場合

(2) 申請時において表示マーク（金）が交付されている場合

3 前項の規定により交付する表示マークの種別が、継続のた

4 関係者は、前項の規定により表示マークを受領したときは、表示マーク受領書（様式第4号）を消防長に提出するとともに、表示マークの交付に伴う遵守事項を誠実に履行するものとする。

5 消防長は、第2項の申請に係る防火対象物が表示基準に適合していないと認める場合は、表示基準不適合通知書（様式第3号）によりその旨を関係者に通知するものとする。

（表示マークの掲出）

第5条 表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するものとする。

（表示マークの有効期間）

第6条 表示マークの有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 表示マーク（銀） 交付から1年間
- (2) 表示マーク（金） 交付から3年間

（表示マークの返還）

第7条 消防長は、表示マークの交付を受けた防火対象物が次のいずれかに該当することとなった場合には、表示マーク返還請求書（様式第5号）により関係者に表示マークの返還を請求するものとする。

- (1) 表示マークの有効期間が満了した場合
- (2) 表示マークが交付されている防火対象物において表示基

め同じ種別のときは、通知のみを行うものとする。

4 関係者は、第2項の規定により表示マークを受領したときは、表示マーク受領書（様式第4号）を消防長に提出するとともに、表示マークの交付に伴う遵守事項を誠実に履行するものとする。

5 消防長は、第1項の申請に係る防火対象物が表示基準に適合していないと認める場合は、表示基準不適合通知書（様式第3号）により当該関係者に通知するものとする。

（表示マークの掲出）

第5条 表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

（表示マークの有効期間）

第6条 表示マークの有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 表示マーク（銀） 1年間
- (2) 表示マーク（金） 3年間

（表示マークの返還）

第7条 消防長は、表示マークの交付を受けた防火対象物が次のいずれかに該当することとなった場合には、表示マーク返還請求書（様式第5号）により関係者に表示マークの返還を請求するものとする。

- (1) 表示マークの有効期間が満了し、関係者が更新申請を行わなかった場合
- (2) 表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

準に適合しないことが明らかとなった場合

- (3) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
- (4) ホームページ等への表示マークの使用に際して配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合
- (5) [略]

(表示マークの再交付)

第8条 前条の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク(銀)を再交付するものとする。

(表示制度対象外施設)

第9条 第2条の表示をする対象物とならない2階以下又は収容人員30人未満のホテル・旅館等の関係者から、表示制度対象外施設申請書(様式第6号)により、表示制度対象外施設であることの通知の交付申請があった場合、消防長は、当該対象物が表示基準に適合していることを確認した上で、表示制度対象外施設通知書(様式第7号)により通知するものとする。

別記

表示基準

1 点検項目

表示に当たっての点検項目は、次に掲げる項目とする。

[略]

- (3) 火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合

- (4) ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

- (5) [略]

(表示マークの再交付)

第8条 前条の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク(銀)を交付するものとする。

(表示制度対象外施設)

第9条 表示制度対象施設に該当しないホテル・旅館等の関係者から、表示制度対象外施設申請書(様式第6号)により、表示制度対象外施設であることの通知の交付申請があった場合、消防長は、その申請に係る防火対象物が表示基準に適合していることを確認したときは、表示制度対象外施設通知書(様式第7号)により通知するものとする。

別記

表示基準

1 点検項目

表示に当たっての点検項目は、次に掲げる項目とする。

[略]

2 判定基準

別添「判定基準」により適合状況を判定する。

判定基準

次に掲げる事項のうち該当するものについて、消防法に基づく各種届出、建築基準法に基づく届出、市町村条例に基づく届出等により確認し、適合状況を判定するものとする。

なお、各種届出等により適合状況を判定することが難しい事項については、消防本部等において既に把握している情報（査察台帳等）を活用するほか、必要に応じて現地確認を実施することにより判定することとする。

1 [略]

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

① [略]

② [略]

③ [略]

④ [略]

⑤ [略]

⑥ [略]

⑦ [略]

⑧ [略]

⑨ [略]

⑩ [略]

⑪ [略]

⑫ ①から⑪に掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項

⑬ 令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防

別添

2 判定基準

次に掲げる事項のうち該当するものについて、消防法に基づく各種届出、建築基準法に基づく届出、北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年北上地区消防組合条例第13号。以下「火災予防条例」という。）に基づく届出等により確認し、適合状況を判定するものとする。

なお、各種届出等により適合状況を判定することが難しい事項については、消防本部等において既に把握している情報（査察台帳等）を活用するほか、必要に応じて現地確認を実施することにより判定することとする。

(1) [略]

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

(ア) [略]

(イ) [略]

(ウ) [略]

(エ) [略]

(オ) [略]

(カ) [略]

(キ) [略]

(ク) [略]

(ケ) [略]

(コ) [略]

(サ) [略]

(シ) (ア)から(サ)までに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項

(ス) 令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げ

火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。⑭において同じ。)にあつては、次に掲げる事項

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

⑭ [略]

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

⑮ [略]

⑯ [略]

⑰ [略]

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

⑱ [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 火気使用設備・器具

法第9条に基づいて市町村条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火気の使用に関する制限等の基準に適合していること。

(10) 少量危険物・指定可燃物

① 法第9条の4に基づいて市町村条例で定められる規定(以下「市町村条例という。’)により、法第9条の4に規定する指定数量未満

る防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。(セ)において同じ。)にあつては、次に掲げる事項

a [略]

b [略]

c [略]

(セ) [略]

a [略]

b [略]

c [略]

d [略]

(ソ) [略]

(タ) [略]

(チ) [略]

a [略]

b [略]

c [略]

d [略]

e [略]

f [略]

(ツ) [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ 火気使用設備・器具

火災予防条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火気の使用に関する制限等の基準に適合していること。

コ 少量危険物・指定可燃物

(ア) 火災予防条例で定められる規定により、法第9条の4に規定する指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)及

の危険物（以下「少量危険物」という。）及び指定可燃物が貯蔵し、取り扱われていること。

② 市町村条例で定められる規定により、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備が設置及び管理されていること。

③ 市町村条例で定められる規定により、火災の危険要因を把握するとともに、保安に関する計画が作成され、火災予防上有効な措置が講じられていること。

④ ②の規定にかかわらず、基準の特例が適用されている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び管理されていること。

(11) (1)から(10)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準を満たしていること。

2 [略]

(1) 防災管理対象物の点検及び報告

法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。

(2) [略]

(3) [略]

① [略]

② [略]

③ [略]

④ [略]

⑤ [略]

⑥ [略]

⑦ ⑤に掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容

び指定可燃物が貯蔵し、取り扱われていること。

(イ) 火災予防条例で定められる規定により、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備が設置及び管理されていること。

(ウ) 火災予防条例で定められる規定により、火災の危険要因を把握するとともに、保安に関する計画が作成され、火災予防上有効な措置が講じられていること。

(エ) (イ)の規定にかかわらず、基準の特例が適用されている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び管理されていること。

サ その他

アからコまでに掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し管理者が定める基準を満たしていること。

(2) [略]

ア 防災管理対象物の点検及び報告

法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認するものとする。

イ [略]

ウ [略]

(ア) [略]

(イ) [略]

(ウ) [略]

(エ) [略]

(オ) [略]

(カ) [略]

(キ) (オ)に掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画

の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項

⑧ ①から⑦に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項

⑨ [略]

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ アからオまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項

⑩ [略]

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項

⑪ [略]

⑫ [略]

⑬ [略]

(4) [略]

3 [略]

(1) [略]

① [略]

② [略]

③ [略]

④ [略]

⑤ [略]

⑥ [略]

⑦ [略]

⑧ [略]

⑨ [略]

の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項

(ケ) [略]

a [略]

b [略]

c [略]

d [略]

e [略]

f aからeまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項

(コ) [略]

a [略]

b aに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項

(サ) [略]

(シ) [略]

(ス) [略]

エ [略]

(3) [略]

ア [略]

(ア) [略]

(イ) [略]

(ウ) [略]

(エ) [略]

(オ) [略]

(カ) [略]

(キ) [略]

(ク) [略]

(ケ) [略]

⑩ [略]

⑪ [略]

⑫ [略]

⑬ [略]

⑭ [略]

⑮ [略]

⑯ [略]

⑰ [略]

⑱ [略]

⑲ [略]

⑳ ①から⑱の規定にかかわらず、令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防長又は消防署長が認めた状況で設置されていること。

㉑ ①から⑳の規定にかかわらず、現に令第32条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を消防長又は消防署長が認めた状況で設置されていること。

㉒ ①から㉑の規定にかかわらず、法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置されていること。

㉓ ①から㉒の規定にかかわらず、法第17条の2の5第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により、設置されていること。

㉔ ㉓に掲げるもののほか、法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。

㉕ [略]

(2) [略]

4 [略]

(コ) [略]

(サ) [略]

(シ) [略]

(ス) [略]

(セ) [略]

(ソ) [略]

(タ) [略]

(チ) [略]

(ツ) [略]

(テ) [略]

(ト) (ア)から(テ)までの規定にかかわらず、令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防長が認めた状況で設置されていること。

(ナ) (ア)から(ト)までの規定にかかわらず、現に令第32条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を消防長が認めた状況で設置されていること。

(ニ) (ア)から(ナ)までの規定にかかわらず、法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置されていること。

(ヌ) (ア)から(ニ)までの規定にかかわらず、法第17条の2の5第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により、設置されていること。

(ネ) (ヌ)に掲げるもののほか、法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。

(ノ) [略]

イ [略]

(4) [略]

(1) [略]

(2) 法第10条第4項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されていること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) (2)の規定にかかわらず、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。）第23条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。

5 [略]

(1) [略]

(2) [略]

① [略]

② 防火区画

堅穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。（建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第9項、第10項、第11項、第14項（避難経路にあたらぬ昇降機の昇降路は、昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していること。））

③ [略]

ア [略]

イ 法第10条第4項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していること。

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ イの規定にかかわらず、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第23条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。

(5) [略]

ア [略]

イ [略]

(ア) [略]

(イ) 防火区画

堅穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第11項、第16項、第17項、第19項（避難経路にあたらぬ昇降機の昇降路は、昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していること。））

(ウ) [略]

(3) [略]

- ① 屋根 建基法第22条、第63条関係
- ② 外壁 建基法第23条～第25条、建基法第64条関係
- ③ 非常用エレベーター（建基令第129条の13の3）、建基法第34条第2項関係
- ④ 排煙設備（建基令第126条の2、126条の3）、建基法第35条関係
- ⑤ 防煙壁（建基令第126条の3）、建基法第35条関係
- ⑥ 非常用の照明装置（建基令第126条の4、令第126条の5）建基法第35条関係
- ⑦ 非常用の進入口等（建基令第126条の6、126条の7）建基法第35条関係
- ⑧ 壁（建基法第35条の2、建基令第112条、第114条、107条、107条の2、108条の3、128条の3の2、128条の4、129条の2の5、114条、115条の2の2）
- ⑨ 天井（建基法第35条の2、令第112条、128条の3の2～第129条）
- ⑩ 床（建基法第36条、建基令第112条、115条の2の2、129条の2の5）
- ⑪ 特定防火設備及び防火設備（建基法第36条、建基令第112条（(2)に掲げるものを除く。）、115条の2の2、129条の2の5）
- ⑫ 避難施設
（通路（建基令第120条、121条）、廊下（建基令第119条）、出入口（建基令第118条、124条、125条、125条の2）、屋上広場（建基令第126条）、避難上有効なバルコニー（建基令第121条）、建基法第36条）
- ⑬ 敷地内の通路（建基令第127条、128条、128条の2）建基法第36条

様式第1号

表示マーク交付（更新）申請書

年 月 日

ウ [略]

- (ア) 屋根 （建基法第22条、第62条）
- (イ) 外壁 （建基法第23条～第25条）
- (ウ) 非常用エレベーター（建基法第34条第2項、建基令第129条の13の3）
- (エ) 排煙設備（建基法第35条、建基令第126条の2、第126条の3）
- (オ) 防煙壁（建基法第35条、建基令第126条の3）
- (カ) 非常用の照明装置（建基法第35条、建基令第126条の4、第126条の5）
- (キ) 非常用の進入口等（建基法第35条、建基令第126条の6、第126条の7）
- (ク) 壁（建基法第35条の2、建基令第107条、第107条の2、第108条の3、第112条、第114条、第128条の3の2、第128条の4、第128条の5、第129条の2の4）
- (ケ) 天井（建基法第35条の2、建基令第112条、第128条の3の2～第128条の5）
- (コ) 床（建基法第36条、建基令第112条、第129条の2の4）
- (サ) 特定防火設備及び防火設備（建基法第36条、建基令第112条（イに掲げるものを除く。）、第129条の2の5）
- (シ) 避難施設（建基法第36条）
通路（建基令第120条、第121条）、廊下（建基令第119条）、出入口（建基令第118条、第124条、第125条、第125条の2）、屋上広場（建基令第126条）、避難上有効なバルコニー（建基令第121条）
- (ス) 敷地内の通路（建基法第36条、建基令第127条、第128条、第128条の2）

様式第1号 （第4条関係）

表示マーク交付（更新）申請書

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

申請者
住所 _____
氏名 _____ ④
電話番号 _____

下記のとおり「防火基準適合表示要綱」に基づき、表示マーク
(□ 金・□ 銀)の交付(更新)を受けたいので申請します。

記

防火対象物	[略]
-------	-----

交付年月日	年 月 日	交付番号
-------	-------	------

添付書類	<input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検報告書 (写) <input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検の特例認定通知書 (写) <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書 (写) <input type="checkbox"/> 定期調査報告書 (写) <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録 (写) <input type="checkbox"/> その他消防本部等が必要と認める書類 ()
------	--

特記事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※の欄は、記入しないこと。

3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

申請者
住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

下記のとおり「北上地区消防組合防火対象物防火基準適合表示制度実施要綱」に基づき、表示マーク (□ 金・□ 銀)の交付(更新)を受けたいので申請します。

記

防火対象物	[略]
-------	-----

※交付年月日	年 月 日	※交付番号
--------	-------	-------

添付書類	<input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検報告書 (写) <input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検の特例認定通知書 (写) <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書 (写) <input type="checkbox"/> 定期調査報告書 (写) <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録 (写) <input type="checkbox"/> その他消防本部が必要と認める書類 ()
------	---

特記事項	
※※ 受付欄	※※ 経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※の欄は、更新申請のときに記入すること。(「表示基準適合通知書」に記載している内容を記入すること。)

3 ※※の欄は、記入しないこと。

4 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

様式第2号

表示基準適合通知書

第 号			
年 月 日			
様			
北上地区消防組合消防本部 消防長			
記			
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「 <u>防火基準適合表示要綱</u> 」による審査の結果、当該要綱に定める基準に適合しているので、表示マーク（ <input type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 銀）を交付（更新）する。			
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途		
交付年月日	年 月 日	交付番号	
表示有効期間	年 月 日～ 年 月 日		
特記事項			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

様式第2号（第4条関係）

表示基準適合通知書

第 号			
年 月 日			
様			
北上地区消防組合消防本部 消防長 <u>印</u>			
記			
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「 <u>北上地区消防組合防火対象物防火基準適合表示制度実施要綱</u> 」による審査の結果、当該要綱に定める基準に適合しているので、表示マーク（ <input type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 銀）を交付（更新）する。			
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途	令別表第一（ ）項	
交付年月日	年 月 日	交付番号	
表示有効期間	年 月 日～ 年 月 日		
特記事項			

【表示マーク交付に伴う遵守事項】

- 表示マークは見やすい場所に掲出するものとし、可能な場合はホームページ等へ掲載を行うこと。
なお、ホームページ等への掲載に際しては、消防長から配付された表示マークの電子データを必ず原データとして使用すること。
- 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。
- 表示有効期間中であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還するものとし、また、ホームページ等に表示マークを使用している場合はその使用をとりやめること。
(1) 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

様式第 3 号

表示基準不適合通知書

			第	号	
			年	月	日
様					
北上地区消防組合消防本部					
消防長					
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「 <u>防火基準適合表示要綱</u> 」による審査の結果、当該要綱に定める基準に不適合であったので通知する。					
記					
防火対象物	所在地				
	名 称				
	用 途				
不適合理由					
特記事項					

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 4 号

表示マーク受領書

(2) 防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合

(3) ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長から配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

様式第 3 号 (第 4 条関係)

表示基準不適合通知書

			第	号	
			年	月	日
様					
北上地区消防組合消防本部					
消防長 印					
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「 <u>北上地区消防組合防火対象物防火基準適合表示制度実施要綱</u> 」による審査の結果、当該要綱に定める基準に不適合であったので通知する。					
記					
防火対象物	所在地				
	名 称				
	用 途				
不適合理由					
特記事項					

様式第 4 号 (第 4 条関係)

表示マーク受領書

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

受領者
住所 _____
氏名 _____ ㊞

表示マーク（ □ 金・□ 銀 ）を受領しましたので、今後、下記の事項を遵守いたします。

記

防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		※令別表第一()項
表示マーク交付年月日	年 月 日	交付番号	

<表示マーク交付に伴う遵守事項>
[略]

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。
3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

様式第 5 号

表示マーク返還請求書

第 号
年 月 日

様

北上地区消防組合消防本部
消防長

年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物については、「防火基準適合表示要綱」に定める表示マークの返還事由に該当し、表示マークを掲出することが不適当と認められることから、速やかに貸与した表示マークを返還するとともに、ホー

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

受領者
住所 _____
氏名 _____

表示マーク（ □ 金・□ 銀 ）を受領しましたので、今後、下記の事項を遵守いたします。

記

防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		令別表第一()項
表示マーク交付年月日	年 月 日	交付番号	

<表示マーク交付に伴う遵守事項>
[略]

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。
2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

様式第 5 号 (第 7 条関係)

表示マーク返還請求書

第 号
年 月 日

様

北上地区消防組合消防本部
消防長 ㊞

年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物については、「北上地区消防組合防火対象物防火基準適合表示制度実施要綱」に定める表示マークの返還事由に該当し、表示マークを掲出することが不適当と認められることから、速やかに貸与した

ホームページ等による使用をとりやめるよう請求します。

記

防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		※令別表第一()項

表示マーク交付年月日 年 月 日 交付番号

返還事由

- 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
- 防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
- ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長から配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。
3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

様式第6号

表示制度対象外施設申請書

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

申請者
住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 _____

下記のとおり表示制度対象外施設通知書の交付を受けたいので申請します。

記

表示マークを返還するとともに、ホームページ等による使用をとりやめるよう請求します。

記

防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		令別表第一()項

表示マーク交付年月日 年 月 日 交付番号

返還事由

- 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなったため
- 防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認されたため
- ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長から配付された表示マークの電子データを無断で転用したため

様式第6号 (第9条関係)

表示制度対象外施設申請書

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

申請者
住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

下記の防火対象物について、表示制度対象外施設通知書の交付を受けたいので申請します。

記

防火対象物	[略]
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検報告書(写) <input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検の特例認定通知書(写) <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書(写) <input type="checkbox"/> 定期調査報告書(写) <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録(写) <input type="checkbox"/> その他消防本部等が必要と認める書類()
※ 受付欄	
※ 経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2～4 [略]

様式第7号

表示制度対象外施設通知書

第 号 年 月 日	様
北上地区消防組合消防本部 消防長	
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「 <u>防火基準適合表示要綱</u> 」に基づく表示制度の対象外施設であることが確認されたので通知します。	
記	
防火	所在地 名称

防火対象物	[略]
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検報告書(写) <input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検の特例認定通知書(写) <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書(写) <input type="checkbox"/> 定期調査報告書(写) <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録(写) <input type="checkbox"/> その他消防本部等が必要と認める書類()
※ 受付欄	
※ 経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2～4 [略]

様式第7号(第9条関係)

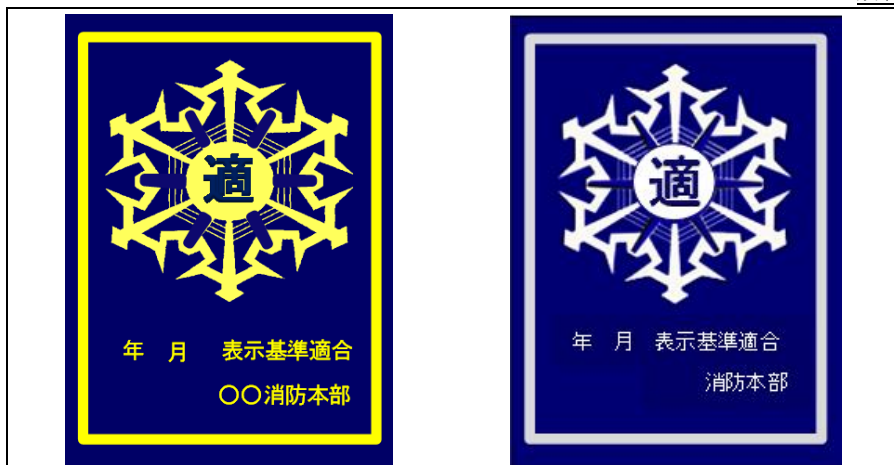
表示制度対象外施設通知書

第 号 年 月 日	様
北上地区消防組合消防本部 消防長 印	
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「 <u>北上地区消防組合防火対象物防火基準適合表示制度実施要綱</u> 」に基づく表示制度の対象外施設であることが確認されたので通知します。	
記	
防火	所在地 名称

対象物	用途	※令別表第一()項	
	構造・規模	造 地上 階 地下 階	
床面積 m ² 延べ面積 m ²			
特記事項			
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※の欄は、記入しないこと。
 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

別図



表示マーク（金）

表示マーク（銀）

- 備考 1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。
 2 色彩は、地を紺色、その他のもの（消防本部名を除く。）
 にあっては、それぞれ金色・銀色とする。

対象物	用途	令別表第一()項	
	構造・規模	造 地上 階 地下 階	
床面積 m ² 延べ面積 m ²			
特記事項			

別図（第4条関係）



表示マーク（金）

表示マーク（銀）

- 備考 1 様式の大きさは、日本産業規格B4とする。
 2 色彩は、地を紺色、その他のものにあっては、それぞれ金色・銀色とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、令和 3 年10月 1 日から施行する。